

第 79 期期末配当の取扱いに関する Q & A

Q. 資本剰余金とは何ですか？

A. 資本剰余金とは、株主の皆様から払い込まれた資本のうち、資本金に組み入れられなかった分のことで、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。今回の配当は、このうち「その他資本剰余金」から行います。

Q. 今回の配当はすべて資本剰余金からの支払いですか？

A. 全額「その他資本剰余金」からの支払いとなります。

Q. 今回の配当は「その他資本剰余金」からの配当ということですが、通常利益剰余金からの配当と課税関係は異なるのですか？

A. 税法上、資本剰余金からの配当は、
①資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、
②資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」と、されます。

今回の配当金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、みなし配当部分はありません。すなわち、全額株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなります。(税務上「みなし譲渡」と言います。)
「源泉徴収あり」の特定口座で保管されている株式であっても、すべて一般口座での株式等に係る譲渡として取り扱われますので、譲渡所得に対する源泉徴収は行われません。

なお、「みなし譲渡」については、譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整(減額)が必要となります。「みなし譲渡」による譲渡所得の計算や、株式取得価額の調整(減額)、確定申告の要否等につきましては、各株主の皆様のご事情により異なりますので、お手数ですが、お取引を行っている口座管理機関(証券会社等)、税理士、お近くの税務署などにお問い合わせください。

『Q.「みなし譲渡」とは何ですか?』もご確認下さい。

<「みなし譲渡」による譲渡所得の計算>

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{今回の配当合計額} - \left(\text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合} \right)$$

0.018

Q. 「みなし譲渡」とは何ですか？

- A. 「その他資本剰余金」からの配当は、税務上、資本の払戻しに該当します。今回、実際には株式の譲渡は生じていませんが、株主の皆様は、「その他資本剰余金」からの配当を対価として、保有する弊社株式の一部を弊社に譲渡したものとみなされることになるため、税務上「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」の場合には、株主の皆様の保有されている弊社株式数が減ることはありませんが、株主の皆様が保有されている弊社株式の「取得価額」が純資産減少割合（0.018）分につき減額されます。（なお、この減額される取得価額が弊社に対する株式譲渡の譲渡原価となり、「みなし譲渡」の収入金額部分との差額が各株主の皆様の譲渡所得となります。）

< 「みなし譲渡」による譲渡所得の計算 >

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{今回の配当合計額} - \left(\text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合 0.018} \right)$$

< 「みなし譲渡」による取得価額の調整 >

$$\text{1株あたりの新しい取得価額} = \text{1株あたりの従前の取得価額} - \left(\text{1株あたりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合 0.018} \right)$$

※みなし譲渡損益の計算は、特定口座での保有、一般口座での保有のいずれの場合でも口座管理機関（証券会社等）では行なわないとされています。確定申告の要否につきましては、各株皆様のご事情により異なりますのでお手数ですが、お取引を行っている口座管理機関（証券会社等）、税理士、お近くの税務署などにお問い合わせください。

※特定口座での保有の場合、株式の取得価額の調整は口座管理機関（証券会社等）が行うことになっておりますが、特定口座の種類により処理方法が異なる場合がありますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

※一般口座での保有の場合、株式の取得価額の調整は口座管理機関（証券会社等）では行わないので、上記計算式により取得価額の調整をしていただく必要があります。詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

Q. 純資産減少割合とは何ですか？

A. 今回の配当に伴う純資産減少割合は、0.018です。

純資産減少割合は、「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となります。具体的には、従前の取得原価合計額に純資産減少割合を乗じた金額が、譲渡収入金額から控除すべき取得原価となります。詳細はお取引を行っている口座管理機関（証券会社等）、税理士、お近くの税務署などにお問い合わせください。

Q. 特定口座で北陸電気工業の株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

A. 特定口座で保管されている株式であれば、取得価額の調整については当該特定口座を開設している証券業者等が行うこととなっております。詳細は、お取引を行っている口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

Q. 一般口座で北陸電気工業の株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

A. お取引を行っている口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

Q. 「みなし譲渡損益」や調整後の取得価額などを北陸電気工業で計算してくれますか？

A. 誠に申し訳ございませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主の皆様のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数でございますが、お近くの税務署、税理士、お取引を行っている口座管理機関（証券会社等）など専門家へのご相談をお願い申し上げます。